

令和元年度 第1回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	令和元年6月14日（金） 13:30～15:30
会 場	市役所消防庁舎3階多目的ホール
出席者	委員長 神部 智司 委員 森川 太一郎, 川部 博子, 和田 周郎, 福田 晶子, 福島 健太 園田 伊都子, 浦野 京子, 大島 眞由美, 中野 富枝, 安達 昌宏 欠席委員 宮崎 睦雄, 植田 英三郎 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 脇 朋美, 楠 香, 見崎 亜希子 芦屋市権利擁護支援センター（社会福祉協議会担当）三谷 百香 事務局 芦屋市地域福祉課 吉川 里香, 鳥越 雅也, 山川 尚佳, 馮 翔実 知北 早希, 阪口 祐紀 芦屋市障害福祉課 柏原 由紀 芦屋市高齢介護課 篠原 隆志, 井村 元泰
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 開会

【委員会の成立について】

- ・開始時点で13人中11人の委員の出席により成立

2 議事

(1) 令和元年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会報告

- ① 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- ② 令和元年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画

(2) 生活困窮者自立支援事業との連携状況について

(3) 高齢者虐待の早期発見に関する取組について

(4) 養介護施設従事者等における高齢者虐待について

(5) その他

3 資料

事前配布資料

- 事前資料 1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 事前資料 2-1 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- 事前資料 2-2 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター相談実績
- 事前資料 2-3 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画(実施内容, 成果と課題)
- 事前資料 3 令和元年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画
- 事前資料 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

当日配布資料

- 当日資料 1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
- 当日資料 2 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
(事前資料2-1差し替え)
- 当日資料 3 高齢者虐待の早期発見に関する取組
- 当日資料 4 総合相談窓口の案内ちらし
- 当日資料 5 平成29年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

4 審議経過

(1) 令和元年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会報告

① 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告

(権利擁護支援センター 脇)

- 事前資料 2-1 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- 事前資料 2-2 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター相談実績
- 事前資料 2-3 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画(実施内容, 成果と課題)
- 当日資料 2 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
(事前資料2-1差し替え)

(神部委員長)

何かご質問、ご意見などいただきたいのですが、いかがでしょうか。

では、私から質問します。まず、事前資料2-1の高齢者虐待の虐待通報件数について、施設虐待の通報件数が平成30年度に10件に達していて、相対的に見るとこの1年間で施設からの通報は大きく増えたと読み取れるのですが、この点についてはどのように解釈したらよいでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

通報が増えた理由は不明ですが、内部通報が多かったように思います。障がい者虐待に

については、内部通報はありませんでした。中で働かれています方からの通報が多かったというのは、何か問題があるのではないかと思います、そこまでの分析はできておりません。

(神部委員長)

内部通報が多かったというところについては、恐らく施設の職員さんを対象とした研修などの効果が、一定レベルであらわれているのかなと感じます。このような形で研修などを続けていくことによって、職員の方々の権利擁護に対する意識をより高めていくということが必要だと思います。

ただ、増加した分、対応を密にしていかなければならないということへの裏返しでもありますので、その点につきましては引き続きよろしく願いいたします。

(福田委員)

障がい者福祉施設等相談員派遣事業の中で、相談員の方が戸惑いを感じたというご意見があり研修や現場実習を行ったということだったのですが、具体的にどのような戸惑いが多かったのか、高齢者と比べて何が違ったのかということをご教示いただけたらと思います。

(権利擁護支援センター 脇)

まず、最初に見学に行った施設が重度心身障がい者の方の施設で、どういうふうに声をかけていいのかもわからない、何を聞いたらいいかわからないという意見がありました。次に、知的障がいの方の施設では、激しく後ろから突かれたり、後ろからかぶさってこられたりといったことがあり、その恐怖心などから、不安に思い、相談員を行うことができないとおっしゃる方がいました。そのため、もう少し障がいの理解を深めるために、再度研修と現場実習をさせていただきました。

(福田委員)

障がいのある方の動きに対するところや、話しかけに対するところでの戸惑いが多いというご意見だったかと思いますが、やはり時間がかかることなのだと改めて感じました。

(浦野委員)

最近延命治療をするかどうかの問題がニュースになっていますが、権利擁護支援の中でも、介入の難しい支援方法が延命治療だと事前資料2-1に書かれていたので、多岐にわたって相談をされているのだなと思いました。とても大変だなという感想です。

(神部委員長)

今いただいた感想の、延命治療に関する相談内容についてももう少し詳しいところがおわかりでしたらご説明をお願いします。

(権利擁護支援センター 脇)

病院のほうから延命治療を求められて、家族としてどうしたらいいかなどの相談でした。こちらとしては、こうしてくださいというのは言えませんので、情報提供をしながら一緒に考えました。また後見人は延命などの同意ができないのですが、親族の方がいらっしゃらない方の場合どうしたらいいのかということで、後見人からの相談もありました。

(神部委員長)

ありがとうございます。ほか、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

(和田委員)

施設に入所している方の具体的な声を聞いた介護相談員から、どういった報告が上がっていますか。またその声を集約して、どのように評価されていますか。また権利擁護支援センターとしては、その声に対しどのように感じておられますか。

(権利擁護支援センター 脇)

この介護相談員派遣事業では、相談に行っていたいただいた相談員から必ず報告書が上がってきます。報告書は2種類あり、1つは家族の話を聞いた、昔の話を聞いたなど、相談や苦情でなくても、話した内容を記載する報告書です。もう1つは相談票といって、日常の会話の中から、施設に対しての不満や疑問が聞き取れた場合に記載するものです。相談票の内容は、権利擁護支援センターから行政に報告し、その後行政から施設に回答を求めて、回答があったものを反対のルートで行政から権利擁護支援センター、相談員、本人と返す形にしています。

報告書には、話した内容のほかに、相談員の所感を記載できる欄があります。介護相談員というのは、施設の評価を行う人ではなく、あくまでも利用者の立場に立って、市民として耳を傾ける人であることを理解していただくよう相談員にお願いをしています。しかし、相談員が家族の目線に立った時には、施設のことが気になる場合もあるため、その点は所感に書いてもらうようにしています。所感の中には厳しいことを書かれている方もいます。その内容によっては行政と打ち合わせをして、施設に返すこともあります。さらに全体会、中間会議、総括会議という年3回の会議の中で、あがった意見や相談について報告し、会議であがった意見や所感を各施設に対して返すようにしています。

(和田委員)

ありがとうございました。

(中野委員)

感想ですが、私は今、権利擁護支援センターで介護相談員をしています。内部通報が多かったということがありますが、施設に第三者の目が入ることによって、少しは風通しがよくなるのではと考えています。

以前、権利擁護支援センターから、この事業について施設の方はどのように思っているかを聞いたことがあります。その際に施設のスタッフの方から重度の認知症で会話が難しい方と話をし、相談員は一体何がわかっているのか、何を聞いているのかという意見があったと聞きました。確かに区切った2時間の中でその人のことがわかるわけではないと思います。何を悩んでおられるのか、何を言いたいとかということは、瞬時にはとてもわかりません。しかし、私たちが行くことで場が和んだり、話しかけてもらってうれしいと感じる方がいたりすると思うので、行くということだけでも意味があると思って活動しています。

(神部委員長)

ありがとうございます。感想を聞き、介護相談員の方々の立場や役割を、利用者の方、ご家族、職員の方がしっかり共有しなければいけないと思いました。利用者の方のニーズアセスメントや利用者の方のことを理解するために行っているのではなく、風通しをよくする、第三者の目が入ることに意義があるというところを、しっかりと施設の職員の方も含めて全体で共有して行ってこそ、介護相談員派遣事業が軌道に乗っていくのではないかと感じました。

(1) 令和元年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会報告

② 令和元年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画

(権利擁護支援センター 脇)

事前資料3 令和元年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画

(神部委員長)

委員の皆様方よりご意見、ご質問などをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(園田委員)

小地域単位での権利擁護の啓発について、社会福祉協議会が主催している地区福祉委員会で、成年後見制度の研修を行った後、障がい者理解について研修を行い2年かけて啓発していくという計画でした。研修を受けた方々が権利擁護に特化した担い手として、地域での見守り活動などに少しでも関わっていただけるような働きかけも含めた啓発活動をしてほしいと思っています。

(神部委員長)

この啓発研修は、来年1月ぐらいからの実施予定でしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

この研修は、参加型のワーク形式の研修にしたいと考えていますので、企画は始めていますが実際に地域を回るのは年度の後半になると考えています。

(神部委員長)

小地域単位の啓発への取組は、前年度でも行っていますが、どのような方が参加していますか。

(権利擁護支援センター 脇)

地区福祉委員会といい、民生児童委員と福祉推進委員が参加者になります。

(神部委員長)

もっと広く一般の方も含めた研修は難しいでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

小地域福祉ブロック会議というものがありますが、そこでの開催は難しいため、地区福祉委員会での啓発となっています。改選があるため、同じことを何回もやってもよいので

はという意見があります。しかし、一般市民の方に聞いてもらうような機会も、これからは考えていかないといけないと思っています。権利擁護支援センターが行っている公開講座や権利擁護支援フォーラムは市民の方にも広く広報しているため、今後もそれは続けていきたいと考えています。

(大島委員)

ケアマネジャー友の会の代表ですが、日ごろは高齢者生活支援センターで業務をしていますので、その立場も含め発言します。小地域での権利擁護支援活動や啓発活動は、高齢者生活支援センターも無関係ではないと思います。そのため小地域単位での普及啓発のための研修は高齢者生活支援センターにも案内を配布していただきたいと思います。研修内容が障がい者理解の内容に変わるということですが、65歳問題などでは高齢者生活支援センターも苦勞していますので、同じ立場で話を聞かせてもらえたらと思います。

(社会福祉協議会 三谷)

ありがとうございます。地区福祉委員会のメンバー構成は、民生児童委員と福祉推進委員ですが、地区によっては高齢者生活支援センターの職員が必ず出席しているところもあります。高齢者生活支援センターは地域での高齢者の総合相談窓口であるため、地区の委員会との結びつきは非常に強いものです。そのため高齢者生活支援センターも一緒に勉強の場に来ていただければ非常にありがたいと思います。具体的な個別案件の話もその場でできるかと思っていますので、今年はぜひ案内をさせていただきます。

(神部委員長)

ほか、いかがでしょうか。

(浦野委員)

事前資料3の「3) 権利擁護支援による地域づくりの展開」のところで、「終活」をテーマにした研修の企画実施を予定しているという話がありました。マスコミにも取り上げられ、私の周りでも、終活をしている方がいますが、なかには終活を後ろ向きに捉える方がいます。そのため、できるだけ前向きな取組を教えてくれる研修が良いと思います。広報の仕方も考え、希望のある終活をしていけるような内容にしてほしいと思います。

(権利擁護支援センター 脇)

方向性としては、希望のある終活にしたいと思っています。ありがとうございます。

(2) 生活困窮者自立支援事業との連携状況について

(社会福祉協議会 三谷)

当日資料4 総合相談窓口の案内ちらし

当日資料5 平成29年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

(神部委員長)

ご質問やご意見などを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(大島委員)

生活困窮者自立支援制度ができた当初や、ケアマネジャー友の会で、この事業について研修を受けましたが、実態は詳しく知りませんでした。高齢者生活支援センターの職員も、もう少し詳細について知る方が良いと思いました。また、ケアマネジャーから生活困窮者自立支援制度の相談窓口へつながった方が2名いますが、この事業をどのように使ったらよいのか教えていただきたいと思います。生活困窮の方に出会ったときは、権利擁護支援センターへの相談を思い浮かべますが、生活困窮者自立支援制度の窓口へ相談に行ってもいいのでしょうか。もう少しつながりが持てたらよいと思います。

(社会福祉協議会 三谷)

ケアマネジャー友の会に出向き、周知させていただいたことは何回かありますが、支援内容や件数などについて報告書を用いての説明ができていませんでした。今後、周知と報告をすることで、つなぎやすくなるのかと思いますので、ぜひ協力をお願いしたいと思います。

平成30年度には、高齢者生活支援センターからの相談は3件ありますし、虐待の養護者支援は、平成27年度以降は5件ありますので、虐待対応の対象ということを考えていくと、この事業の活用をしてもらうことが必要ではないかと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

(神部委員長)

ほか、ご意見、ご質問などありませんか。

(福島委員)

生活困窮の支援の対象者というのは、特に高齢や障がいのある方とは限らないということだと思いますが、相談の中で、診断がなくても障がいのある可能性があるなどという場合は、より専門的な相談や法律専門職へつなぐため、権利擁護支援センターと連携するというイメージでよいでしょうか。

(社会福祉協議会 三谷)

権利擁護支援センターは、自分で権利を守れない方を支援する機関のため、障がいが疑われる方がいた場合は専門相談などを利用し、連携をしながら対応しています。相談員が対応していく中で、捉え方のこだわりがあるなど障がいのあることが疑われる場合には「障がいの疑いのある人」として計上しています。

また、診断を受けていないが障がいの疑いがある人というのは、障がい受容が難しい場合があるため、生活困窮者支援や権利擁護支援センターという、「障がい」という、名称が入っていない機関の相談員が関わりやすいということがあります。

(神部委員長)

ほか、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。お願いします。

(大島委員)

介護保険の負担割合は1割、2割、3割とありますが、芦屋市では2割、3割の方が、

他地区に比べて多いという印象を持っています。数字の上からも、他地区の3倍くらいはあるのではと言われております。生活困窮者の相談において、他地区に比べて相談の数や内容などに何か特徴的なことはあるのでしょうか。

(社会福祉協議会 三谷)

芦屋市には持ち家はあるけれども現金がなく、生活が立ちゆかないという方がいますが、他の地域ではあまり見られないため、芦屋市の生活困窮者の特徴だと感じています。

(神部委員長)

生活困窮者への支援に即効性はなく、継続的に関わっていくことが一番重要だと思っています。また地域の中で潜在的に困っている方々が多くいると想定されている中で、この事業の普及・啓発がますます重要となってくると思いますし、より一層の事業の発展・活性化につなげてほしいと思います。

制度のはざまに置かれている方々が、長期的な関わりの中で、既存の社会資源につながったケースが少なからずありますが、一方で、新しい資源が必要になることもあります。しかし新しい資源を作るのが難しい場合、既存の制度をより使いやすくしていくような、柔軟さを求めるアプローチを行うことが対応方法として考えられると思いますが、その点については何かありますか。

(社会福祉協議会 三谷)

制度をどう変えるかというところに関しては、なかなか難しいところがあります。しかし、例えば、市税を滞納している場合、一括で支払わなければいけないと思われがちですが、分納誓約の相談ができることがあります。

また地域での居場所や、新しい社会資源に関しては、平成30年度の法律改正の中で、生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていくことが明確に打ち出されています。

生活困窮者の支援をしていると、50代で仕事なくなったという方が多いと感じます。一見困窮していることが分からないことも多いです。中にはコミュニケーション能力の点で困難を抱えておられ、就労定着が難しい方などがいらっしゃいますが、そのような方が地域の中で1日体験学習や就労実習などができる仕組みについて今後考えていかなければならないと思っています。

(3) 高齢者虐待の早期発見に関する取組について

(高齢介護課 井村)

当日資料3 高齢者虐待の早期発見に関する取組

(神部委員長)

先ほどのご説明につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見などをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(福島委員)

高齢者虐待に関する啓発リーフレットの作成に関し、市民の方からの通報の促進というところを目的にしているのであれば、リーフレットに通報という言葉を使うかどうかは、考えていただきたいです。通報というと、どうしてもハードルが上がると思います。相談や連絡といった言葉でもよいと思います。気づいたけれども連絡をしてもらえないということでは意味がないため、連絡することのハードルをいかに下げるかという視点を加えてほしいと思います。

(高齢介護課 井村)

コンセプトにあるとおり、市民の方に、気づき、アクションを起こしてもらえるような表現方法になるよう見直したいと思います。

(川部委員)

高齢者虐待について詳しく知らない一般の方が配布対象という説明だったかと思いますがよろしいですか。

(高齢介護課 井村)

そうです。普段、虐待にあまり触れることのない、また考える機会がない方に手にとってもらい、高齢者虐待について知ってもらえるようなリーフレットを目指しています。

(川部委員)

置く場所は、図書館などを考えているというような説明だったかと思いますが、リーフレットをつくる目的に合わせ、配布場所を検討した方がよいと思います。

(高齢介護課 井村)

例示で図書館とお伝えしましたが、設置場所については、検討が必要だと思っています。

内容については、受動的な方も含め一般市民に幅広く分かりやすい内容にしたいと思っています。しかし、目的としては、虐待を疑った場合には連絡をしてほしいというところですので、通報が多く上がってくるケアマネジャーや医療機関などにも、リーフレットをきっかけとしてアプローチできればと考えております。

(神部委員長)

今回の配布対象は受動的な人も含めた一般市民をターゲットにしているため、配布方法に工夫が必要だと感じています。

受動的な人のもとに、これから作られるリーフレットが確実に届くようにしていくためにはどうすればいいのかということについて、6月19日に3回目のプロジェクトチーム会議があるため、この委員会の中で委員の方々から寄せられた意見をもとに多角的な検討をしてほしいと思っています。

(高齢介護課 井村)

こちらでいただいた意見をもとに、プロジェクトチームでもんでいきたいと思っています。

(中野委員)

まさか自分のやっている言動が高齢者の虐待だということを夢にも思っていない方もいらっしゃると思うため、リーフレットを置く場所は、わざわざでないで行かない場所ではなく、スーパーなど、皆さんがよく利用するような場所に設置するのが良いと思います。

(高齢介護課 井村)

民間の方々に、どのようにアプローチできるのかを今後また考える必要があるため、そのような点を視野に入れて考えていきたいと思っています。

(4) 養介護施設従事者等における高齢者虐待について

(事務局 吉川)

事前資料4 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

(神部委員長)

先ほどの説明につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(福島委員)

虐待における市の対応の部分で、改善計画書の提出依頼を行ったのが身体的虐待のケースで、不適切ケアに対しては指導をしたということによいでしょうか。

(事務局 吉川)

不適切ケアが認められた1件に対し、改善計画の提出を求めています。

(福島委員)

先ほど、不適切ケアというのは法律で規定されている虐待類型5類型に該当しないけれども虐待認定をしたというお話だったと思うのですが、それは、法的にみるとどうかと思います。不適切ケアでも指導はしたらよいと思うのですが、虐待と認定する以上は、虐待でなければいけないと思います。個別のケースを見ていないため分かりませんが、不適切ケアは虐待ではないのではないかと疑問に思いました。

また、おそらく要介護施設従事者等による虐待対応のマニュアルの中では、虐待認定をした上では、必ず改善計画等を行政が求めて、モニタリングをして、改善していれば終結という流れになっているかと思えます。そのため虐待と認定したのであれば、改善計画の提出の依頼は全てのケースでしないといけないと思えます。

(事務局 吉川)

不適切ケアとだけ申し上げましたが、このケースについては事実を確認する中で性的虐待も認定されており、それに対して改善計画書を求めています。

(福島委員)

それであればよいと思います。しかし、改善計画自体は施設虐待認定ケースの全てに提出を求めなければいけないと思います。指導をして終わりではなく、改善計画の提出を求

めた後は、ケース会議や評価会議を行って、終結を判断するのが一連の流れになります。

(事務局 吉川)

現状としては指導をした後、必ず終結まで会議を重ねてモニタリングをさせていただいております。不適切ケアとして認定することには意見が分かれており、類型に沿って認定した方が良いが、認定しないと介入が難しいところもあり、いろいろな議論を経て進めています。マニュアルを見直す中で、その件について意見を聞くこともあるかと思いますが、市としての方針を整理していきたいと思います。

(神部委員長)

要介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアルの改訂に向けて準備をしていくという話でしたが、今、福島委員が弁護士という立場で法的な観点から指摘した点については、対応の流れを含めた見直しにつなげるべき内容だと思いますので、見直しの最重要事項としてもらえたらと思います。

(安達委員)

事前資料4に上がっている数は終結した件数ですか。継続している件数ですか。

(事務局 吉川)

継続したケースになります。

(大島委員)

ケアマネジャー友の会というのは、ほとんどが居宅介護支援事業所のケアマネジャーの代表になりますので、施設のケアマネジャーの声はなかなか届いてこない現状があります。そのため施設従事者等による虐待のことを語られる際に、施設の立場を話せる者がいないというのは、非常につらいと感じています。

施設の中の大変な状況やしんどい状況というのを見聞きするにつけ、疑いの形で通報されるのは非常につらいだろうと思っています。

春にサービス事業者連絡会の中で、権利擁護支援センターに虐待の研修をしてもらいましたが、そういった機会を増やさないと、施設の職員に届かないのではないかと思います。各施設でも、研修には取り組んでいますが、外部の空気を入れるというような意味では、外部から来てもらい話を聞く機会をもっと増やしていかないと、ここで幾ら語っても職員に届かないのではないかと思います。もどかしさを感じています。

(事務局 吉川)

ありがとうございます。施設によっては個別で虐待に関する研修をしてほしいというところもあり、権利擁護支援センターが出張で講座をしたこともあります。決して人材が豊かとはいえない中で施設の方が仕事をされているということは重々承知はしていますが、そのような中でも、少しでも不適切だと思われる状況が減るよう働きかけができるようにしていきたいと思っています。

(5) その他

(事務局 吉川)

当日資料3でご説明させていただいた、高齢者虐待の早期発見のための啓発リーフレットについては、改めて委員の皆様に、案の段階でお示しさせていただき、ご意見をいただけたらと考えていますので、よろしくお願いいたします。

(神部委員長)

以上をもちまして第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を閉会とさせていただきます。

(閉会)